



2025年3月24日

各位

会社名 トヨタ自動車株式会社
代表者 取締役社長 佐藤 恒治
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お問合せ先 資本関連事業部長 森山 由英
(TEL. 0565-28-2121)

従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、当社の幹部職の内、一定の要件を満たす幹部職(以下、対象従業員という。)を対象として株式付与 ESOP¹信託(以下、ESOP 信託という。)を活用した株式交付制度(以下、本制度という。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、ESOP 信託による当社株式の取得等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

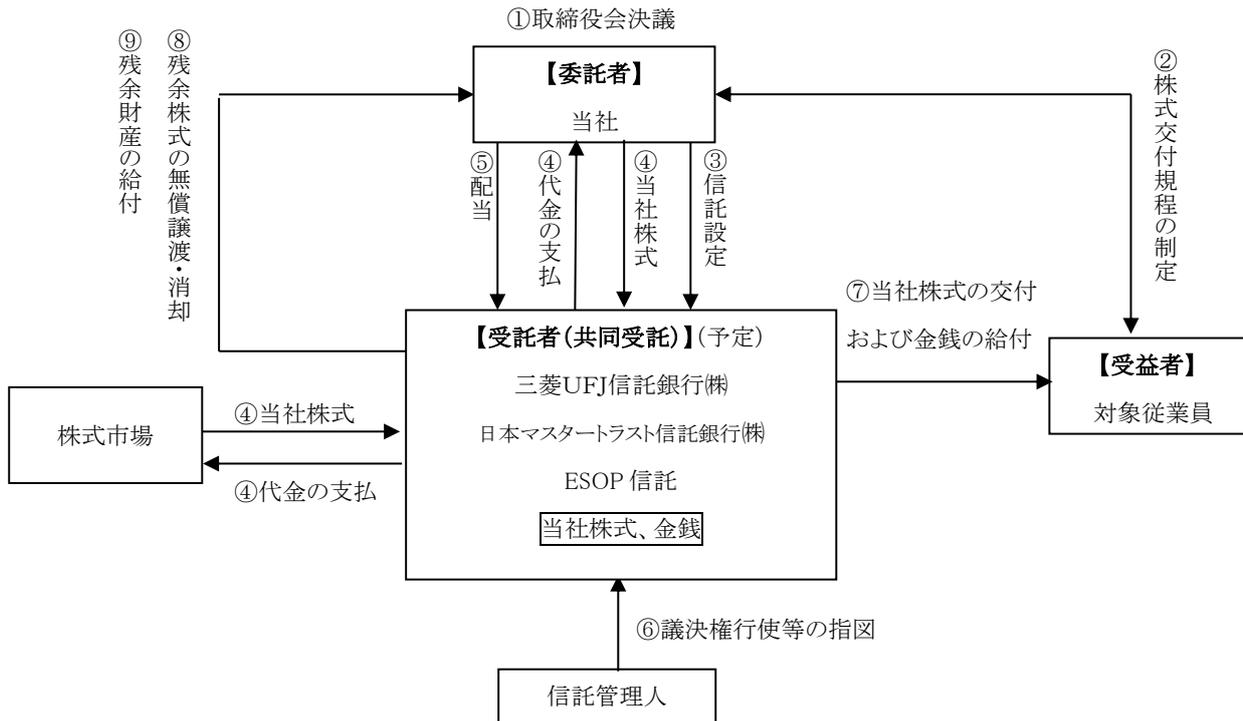
記

1. 本制度の導入の目的

- (1) 当社は、自動車産業の100年に1度の大変革期の中、モビリティカンパニーへの変革に挑戦しています。特に当社において現場の実行部隊のリーダーを担う幹部職には、「幸せの量産」という使命を胸に、未来に向けた挑戦を牽引することを期待しています。
- (2) 対象従業員が経営陣と一体となり、これらの挑戦をより一層加速させ、中長期的な企業価値向上に寄与することを期待し、このたび、本制度を導入いたします。
- (3) 本制度は、ESOP 信託の仕組みを採用し、予め定める株式交付規程に基づき、対象従業員に対して、原則として退職後に、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭ならびに当社株式に生じる配当金を交付および給付するものです。

¹ Employee Stock Ownership Plan の略称

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 当社は、本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする ESOP 信託を設定します。
- ④ ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社(新株発行もしくは自己株式処分)から取得します。
- ⑤ ESOP 信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、対象従業員には業績に応じたポイントが付与され累積します。一定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、退職後に、累計ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭が給付されます。また、ESOP信託内の当社株式に対して支払われていた配当金についても、ESOP信託から交付が行われる当社株式の数に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として ESOP 信託を継続利用することができます。なお、ESOP 信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、ESOP 信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた ESOP 信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により ESOP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2025 年中(決定次第、開示予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 信託契約日から 2026 年 8 月 31 日まで(予定) |
| ⑨ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使 |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 信託金の金額 | 15 億円(予定)(信託報酬・信託費用を含む) |
| ⑫ 株式の取得方法 | 未定(決定次第、開示予定) |
| ⑬ 株式の取得時期 | 未定(決定次第、開示予定) |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする |

以上